

## 平成26年度 第3回消費生活審議会会議概要

日 時	平成26年9月12日(金)午後1時30分～午後3時25分
場 所	消費生活センター研修室(西堀ローサ内)
出席委員	澤田委員, 道上委員, 石井委員, 渡辺委員, 宮原委員, 榎並委員, 三島委員, 奥田委員, 小関委員, 沢井委員, 大橋委員, 梨本委員
欠席委員	小林委員, 遠藤委員, 坂内委員
事務局	古俣課長, 小柳所長, 青木主幹, 本間主事
議 事	1. 新潟市消費生活推進計画について ①新潟市消費生活推進計画(一次改定版)(素案)の整理について ②新潟市消費生活推進計画(一次改定)「課題と施策」の整理について 2. その他
審議概要	<p>事務局挨拶のあと議事に入る。</p> <p>事務局 議事1 新潟市消費生活推進計画について 「①新潟市消費生活推進計画(一次改定版)(素案)の整理について」を報告 (質 疑)</p> <p>委 員 資料2の第2章2「市政世論調査の結果も今後入れ込む」とあるが、いつごろになるのか</p> <p>事務局 市の担当部所で実施しているが、10月になると思われる。</p> <p>事務局 議事1 新潟市消費生活推進計画について 「②新潟市消費生活推進計画(一次改定)「課題と施策」の整理について」を報告 (質 疑)</p> <p>(課題1 消費生活の安心・安全)</p> <p>委 員 資料4 課題1 施策4(1)に「災害時に生活必需品の供給体制の整備に努める」とあるが、どのような体制なのか。</p> <p>事務局 災害時の対応は防災の部所が中心に担当している。例えば、物資の備蓄をしたり他の都市や民間団体と調達協定を結んだりしている。</p> <p>委 員 災害時、センターはどんな役割になるのか。</p> <p>事務局 施策4(2)の価格の緊急調査が主な業務になる。ただ、災害時は物資の備蓄、運搬、避難所の設営等市全体で取り組むことになる。</p> <p>委 員 施策2「適正な価格形成」とあるが、適正な価格とはどんな基準なのか。</p> <p>事務局 センターでは、市で委嘱している「くらしのレポーター」が年6回価格の調査をしている。ただ、ここでの「適正な価格形成の確保」はオイルショック時のような極端な価格の変化等を想定している。</p> <p>委 員 価格の上げ下げの指導はできないので、とりあえず価格の実態を調査すると</p>

いうことか。

事務局 そうです。ただ、バス運賃の改正は、公益事業ということで、審議会の審査対象になっている。このようなものについては、引き続き審議していきたい。

委員 以前はタクシー料金も対象だったが、今は各社が決めている。バスは一社なので審議する必要がある。

#### (課題2 消費者教育の推進)

委員 課題に「教育委員会など関係機関等と連携し」とあるが、学校現場は忙しい。ここは消費者教育の必要性を強調して優先順位を上げてもらう工夫が必要だ。

事務局 新たな法律では、消費者教育を総合的・一体的に推進するとあり、センター及び教育委員会等は消費者教育を推進する必要がある。

委員 最近学校では、地域の専門的な知識を持った人を招いて授業に活かしている。そのような形でセンターが情報を提供して学校と連携することは可能だ。

委員 法律の「消費者教育を総合的・一体的に推進する」とは、どのようなことか。

事務局 法律では、自立した消費者を目指すため、各世代に応じた施策の策定と実施を図るとある。

委員 そうすると、センターは推進プログラムを作るのか。

事務局 国は、学校教育も含めた生涯教育の推進計画の策定を努力義務としている。

委員 提示された推進計画は学校にとって必修になるのか選択になるのか。

事務局 消費者教育については、現在もいろんな計画の中に含まれている。それらを統合して体系だった計画にするにはいろんな部所と必修か選択かも含めた調整が必要だ。

#### (課題3 消費者被害の防止・救済)

委員 課題の「地域包括ケアシステムなど新たな見守り体制の構築」とあるが、これはどのようなものか。

事務局 現在、市の各課や地域包括支援センター等も入れた新たな体制作りを検討している。この中に消費者被害防止対策も含めていきたい。

委員 その体制はいつできるのか。

事務局 まだ具体的な段階ではないが、医療部門・福祉部門等が連携する中に消費者被害防止に関する事項も入れていきたい。

委員 施策9(2)①の「不当な取引に対する立入調査や勧告を行い」とあるが、どの程度の実績があるのか。

事務局 ガソリンスタンドのメーターや電気用品の適正表示の立入は実施しているが、権限や体制の問題もあり必ずしも十分に対応しているといえないところもある。

委員 今後立入等は強化するのか。

事務局 食品の偽装など緊急性のあるものもあり、関係機関と連携しセンターとしてできるところは積極的にやっていきたい。

委員 調査等の権限はあるのか。

事務局 立入調査、勧告等の権限はある。

委員 施策 11 (2)「相談窓口の拡充」は具体的にはどんなことをするのか。

事務局 例えば多重債務対策では、弁護士・司法書士と連携した借金相談の助言やこころの健康センター等とも連携し心のケアを行っている。

また、弁護士と相談員との事例研修会により知識の向上を図っている。

(課題 4 地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に対する支援)

委員 課題に「悪質商法や特殊詐欺など」とあるが、特殊詐欺についてはもっと分かりやすい説明があった方がよい。

事務局 特殊詐欺については、主に警察で使っている用語なのでもう少し整理したい。

委員 課題の中の「児童委員」とはどんな役割の人か。

事務局 児童などの福祉の援助や指導を行い、民生委員が兼ねて選任されている。

委員 施策 14 (1) ③の「老朽化した製品の事故防止」とあるが、製品とは電化製品なのか。

事務局 実際に多いのは、電化製品だ。

委員 そのような情報は高齢者本人より、周りにいる人に伝えた方が効果的ではないのか。

事務局 高齢者の場合は本人及び周りにいる人にも伝える必要がある。

(課題 5 関係機関・団体との連携の推進)

(質疑なし)

(課題 6 環境にやさしい消費生活の推進)

委員 課題の「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用」は他の個所に「3R運動」として記載されている。内容の同じものは表現を統一した方がよい。

事務局 同じ内容については、記載方法を検討したい。

委員 県ではレジ袋の抑制運動をしている。大きなスーパーは実施しているが、個人商店でも参加できる仕組みがあった方がよい。

事務局 できるだけ多く店が参加できる仕組み作りは今後の検討課題だ。

委員 施策 17 (1)「学校における環境教育の推進」の担当部所はどこか。

事務局 環境部門、教育部門が直接担当しているが、センターとしても何らかの形で連携していきたい。

委員 市の他課との連携や協働という言葉は、推進計画にでてこないのか。

事務局 市として作るので推進計画には連携先の所属名は記載しない。

委員 施策 18 (1) ⑤「事業系ごみについては、ガイドラインを作成」とあるが、事業系のごみは自己処理が原則ではないのか。

事務局 事業系のごみはすべて有料になるが、その中に紙のごみが多い。そのような特定のごみ対策をどのように進めるのかといったことを決めることになる。

また、内容については担当部所と調整の上記載していきたい。

(第5章 重点的な取り組みと目標)

(第6章 計画の推進と検証など)

委員 今回の見直し期間は7年だったが、7年経過するとだいぶ状況が変化する。次回の見直しは4年後なので適切な期間と思われる。

委員 2目標に「現状値」「目標値」とあるが、ものによっては数値化し難いものもある。一律に数値化するのはいかがなものか。

事務局 他の部所との関連もあり、数値化についてはもう少し検討させてほしい。

(議事2 その他)

事務局 今回委員の方々から審議して頂いたものは後日中間報告として取りまとめ、次回の審議会に報告したい。